城北会場

東京法務局一斉
「相続・遺言」相談会

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

司法書士による**無料相談会**を行います。
この機会に、法務局でできる相続登記や自筆証書遺言書の保管に関する手続き等について、ご相談してみませんか？

具体的な相談例は、裏面をご覧ください。

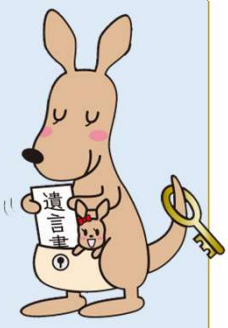

遺言書ほかんガルー

開催日	**令和7年10月24日（金）**
相談会	**司法書士による「相続・遺言」に関する相談会** **相談会時間：午後１時～午後５時** **（定員１６組　各相談時間２０分）**
会場	**東京法務局城北出張所４階会議室** **住所：東京都葛飾区小菅４丁目２０番２４号**
予約受付締切	**令和7年10月23日（木）午後5時まで（土日祝日を除く）** **※予約方法：電話もしくは直接窓口へ**

お問合わせ・お申込み先

■ **東京法務局城北出張所**
（予約受付は、午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く））
■ **TEL　03－3603－4305**
※自動音声が流れましたら、3番を選択してください。

主催　東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

相　談　例

様々な疑問や不安に専門家の視点から
お答えします！

『司法書士』に相談できること

しほたん©東京司法書士会

・そもそも「相続人」って誰になるの？
　相続人が決まらないと、登記はできないの？

・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった
　祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？

・「法定相続情報一覧図」って何？
　「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？

・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続をするの？

エコゾウ&トッチ ©東京土地家屋調査士会

『土地家屋調査士』に相談できること

・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？

・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままで
　良いの？

・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割する
　ことってできるの？

・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたら
　いいの？